

(2) 電力供給期間中の事務手続き

➤ 契約(その2)＜環境価値の確保仕様書関連＞

環境価値の確保報告書(第〇回) 提出期限：供給期間終了日まで

環境価値の確保報告書は、原則として環境価値の確保計画に基づき、RPS 相当量又はグリーン電力量を確保した場合に、請負者が発注者に対して行う報告である。また、この報告により対価の支払いを行うものである。この報告は、契約期間中に複数回行うことができる。

電力供給期間中及び終了前のスケジュールを図 6-2 に示す。

- 確保日とは、次のいずれかの要件を満たし、環境価値の確保報告書を提出した日
 - RPS 相当量：「新エネルギー等電気相当量の減量又は増量届出書」を資源エネルギー庁が受理した日以降
 - グリーン電力量：「グリーン電力発電電力量認証証明書」(グリーン電力認証機構発行)の発行日以降

- ◇ **チェックポイント**
- 環境価値の確保に関する根拠について確認を行う。
 - 既済確保量及び今回確保量、未済確保量の確認を行う。
 - 環境価値の生産者に関する情報を入手する。
 - 別冊『東京都「グリーン電気」購入マニュアル(電気事業者編)』を参照し、その他の記載内容について、マニュアルの説明と合っているかを確認する。

追加契約 契約期限：供給期間終了日から 30 日前まで

追加契約は、電気需給状況等の変動による必要が生じた場合のみ行うものである。

- 電気需給状況等の変動とは
 - 供給開始から9ヶ月間の実績電力使用量に供給期間終了までの3ヶ月間の予定電力使用量を加えたものが、確実に予定使用電力量より増加することが見込まれる場合であって、環境価値の確保量を追加する必要がある場合
 - 環境配慮調整による契約価格の減額改定対象使用電力量がある場合

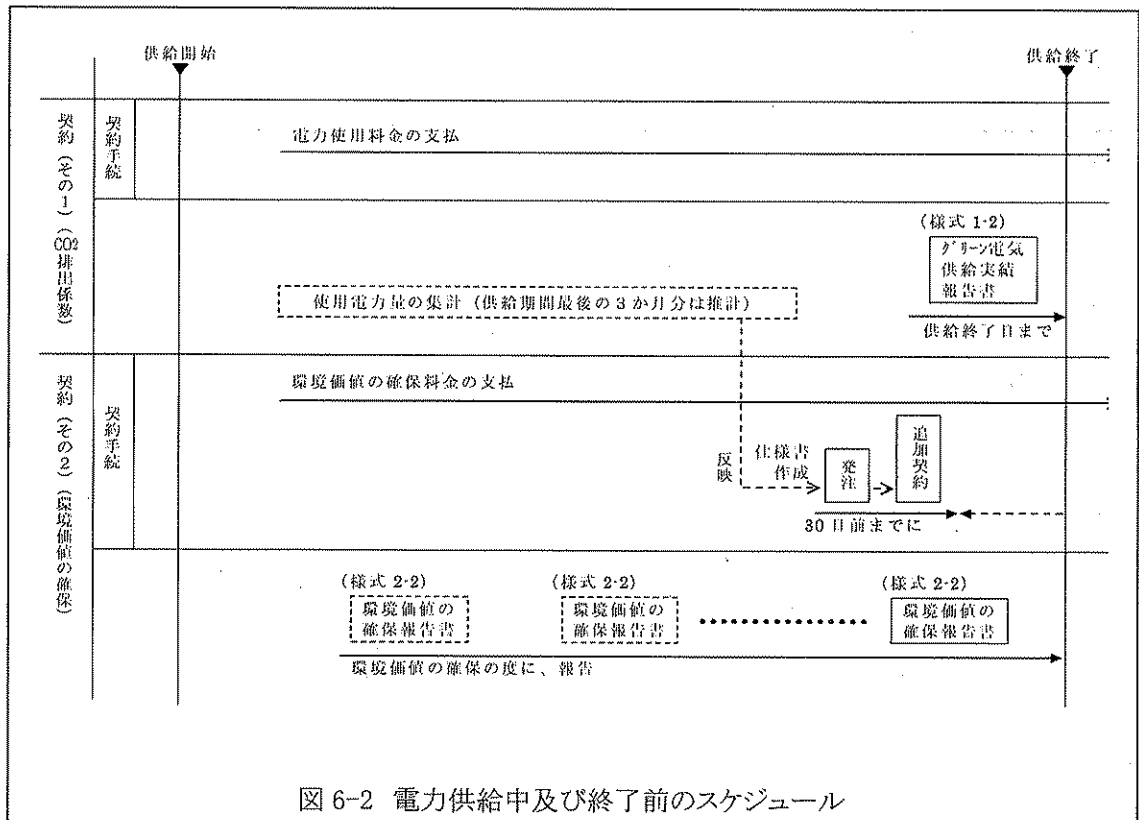


図 6-2 電力供給中及び終了前のスケジュール

(3) 電力供給終了前の事務手続き

➤ 契約(その1)＜電気需給仕様書関連＞

グリーン電気供給実績報告書 提出期限：供給終了日まで

グリーン電気供給実績報告書は、供給した電気における CO₂ 排出係数が基準値 (0.392kg-CO₂/kWh) 未満であることを確認するものである。

◇ チェックポイント

- グリーン電気供給実績報告書における前年度の CO₂ 排出係数が、東京都エネルギー状況報告書における前年度の CO₂ 排出係数と一致していることを確認する。

【前年度 CO₂ 排出係数】

グリーン電気供給実績報告書の CO₂ 排出係数

= 東京都エネルギー状況報告書の CO₂ 排出係数

- グリーン電気供給実績報告書における当該年度の CO₂ 排出係数が、東京都エネルギー環境計画書における当該年度の CO₂ 排出係数計画値以下であることを確認する。

【当該年度 CO₂ 排出係数】

グリーン電気供給実績報告書の CO₂ 排出係数

≦ 東京都エネルギー環境計画書の CO₂ 排出係数

- 補正係数及び供給電気における CO₂ 排出係数実績値が算定されているかを確認する。
- 別冊『東京都「グリーン電気」購入マニュアル(電気事業者編)』を参照し、その他の記載内容について、マニュアルの説明と合っているかを確認する。

➤ 環境局への情報提供

以下の書類について、環境局都市地球環境部計画調整課へ送付する。

- ・グリーン電気供給計画書（添付書類含む）
- ・グリーン電気供給実績報告書（添付書類を含む）
- ・環境価値の確保計画書（添付書類含む）
- ・環境価値の確保報告書（複数ある場合は、そのすべて。添付書類を含む。）
- ・環境価値の確保量計算書

＜以下の書類については、警視庁、東京消防庁、公営企業に限る。＞

- ・電気需給契約仕様書の写し（別紙を含む）
- ・環境価値の確保仕様書の写し（追加契約がある場合は、その写しを含む。）

➤ 環境価値の確保量計算書の作成要領

環境価値の確保量計算書

1 予定使用電力量の計算について

算定項目	使用電力量の算定期間	予定使用電力量 (kWh)
実績値 (算定期間9ヶ月)	平成19年4月～平成19年12月 ①	2,880,000 kWh ②
予定値* (算定期間3ヶ月)	平成20年1月～平成20年3月	1,700,000 kWh
合計		③ 4,580,000 kWh

※ 予定値は、仕様書(4)②で示した月別の予定使用電力量から算出すること。

2 環境価値の確保量の計算について

予定使用電力量 ^{*1}	環境価値の確保割合	環境価値の確保量
④ 4,600,000 kWh	5%	⑤ 23 千kWh
電気需給状況等の変動による調整 ^{*2}		⑥ 5 千kWh
合計		⑦ 28 千kWh
当初環境価値の確保量		⑧ 23 千kWh
追加分の環境価値の確保量		⑨ 5 千kWh

※1 環境価値の確保量の計算に用いる予定使用電力量は、「1 予定使用電力量の計算について」で計算した合計値が、当初の予定使用電力量に満たない場合は、当初の予定使用電力量を記入すること。

※2 電気需給状況等の変動による調整は、算定期間中に見込まれる使用電力量の増加量及び環境配慮のために価格改定を行った使用電力量をもとに算出すること。

➤ 環境価値の確保量計算書について

本計算書は、ガイドの規定である環境価値の確保量を5%以上になるように、電気供給終了前に確認するために作成するものである。作成時期は、電気供給終了日の2ヶ月前までに作成するものである。なお、本計算書についても環境局へ契約終了後に送付すること。

- ① 使用電力量の算定期間
 - ・ 契約期間を、前半 9 ヶ月と後半 3 ヶ月に分けて、記入する。
 - ・ 例えば、契約期間が平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの場合は、上の段に「平成 19 年 4 月～平成 19 年 12 月」を、下の段に「平成 20 年 1 月～平成 20 年 3 月」を記入する。
- ② 予定使用電力量
 - ・ 契約期間の前半 9 ヶ月については、当様式作成時に既に使用電力量の実績があるはずなので、電気料金計算書等を参照し、それぞれの月の使用電力量の実績の合計を記入する。
 - ・ 契約期間の後半 3 ヶ月については、当様式作成時にまだ使用電力量の実績がないはずなので、電気需給契約の仕様書の別紙 1「年間予定使用電力量」を参照し、それぞれの月の使用電力量の予定の合計を記入する。
 - ・ 契約期間の後半 3 ヶ月の予定使用電力量については、仕様書作成時には想定していなかった大幅な変動が見込まれる場合であっても、電気需給契約の仕様書の別紙 1「年間予定使用電力量」の値を用いること。そのような変動については、⑥「電気需給状況等の変動による調整」で計算する。
- ③ 合計（予定使用電力量）
 - ・ 契約期間の前半 9 ヶ月の実績使用電力量と、後半 3 ヶ月の予定使用電力量を合計した値を記入する。
- ④ 予定使用電力量
 - ・ ③の値が、当初の予定使用電力量以上の場合は、③の値をそのまま記入する。なお、③の値が、当初の予定使用電力量未満の場合は、当初の予定使用電力量を記入する。
- ⑤ 環境価値の確保量
 - ・ ④の予定使用電力量に 5% (0.05) を掛けた値を、千 kWh 単位（千 kWh 未満の端数切り上げ）で記入する。
- ⑥ 電気需給状況等の変動による調整
 - ・ (I) 算定期間中に見込まれる使用電力量の増加量、(II) 環境配慮のために価格改定を行った使用電力量、の 2 つについて「電気需給状況等の変動による調整」の値を計算し、それらを合計した値を記入する。
 - ・ (I) 算定期間中に見込まれる使用電力量の増加量については、次のように計算する。
 - 仕様書作成時には想定していなかった、使用電力量の増加が見込まれる場合、その増加量に 5% (0.05) を掛けた値（千 kWh 単位（千 kWh 未満の端数切り上げ））を、「電気需給状況等の変動による調整」の値とする。
 - なお、使用電力量の減少については、特に調整を行わない。
 - ・ (II) 環境配慮のために価格改定を行った使用電力量については、次のように計算する。
 - 契約（その 1）において、環境配慮調整を行った場合、その価格改定を行った使用電力量をそのまま、「電気需給状況等の変動による調整」の値とする。
- ⑦ 合計（環境価値の確保量）：⑤と⑥の値を合計した値を記入する。
- ⑧ 当初環境価値の確保量：契約（その 2）にて環境価値を確保する量を記入する。
- ⑨ 追加分の環境価値の確保量：⑦から⑧を差し引いた量を記入する。
 - ・ 追加分の環境価値の確保量が必要となった場合には、契約（その 2）追加の手続きを行う。

7 「グリーン電気」購入を拡大する取り組みについて

▶ 都施設における「グリーン電気」購入施設の拡大について

○ 都施設における「グリーン電気」購入可能性の検討

競争による電力調達の可能性について、電気事業者のアンケート調査を実施した結果、以下の通りであった。

■競争による電力調達の可能性について(電気事業者のアンケート調査結果)

種別	受電電圧	契約電力 (kW)	負荷率 ^{※1} (%)	可能性の判断基準
業務	特別高圧 (2万V以上)	2,000以上	—	可能である。
	高圧 (6kV)	500以上	—	可能である。
		250~500	40以上	可能である。
			20~40	可否調査 ^{※2} の結果による。
			20未満	可能性の検討が必要。
250未満	—	可能性の検討が必要。		
産業	特別高圧	2,000以上	—	可能である。
	高圧	500以上	—	可否調査 ^{※2} の結果による。
		500未満	—	可能性の検討が必要。

※1: 負荷率 = 年間電力使用量 ÷ (契約電力 × 1年間に相当する時間数) (百分率表記)

1年間に相当する時間数 = 365日 × 24時間 = 8,760時間

※2: 可否調査は、電気需給仕様書に必要な電気データを整理し、電気事業者に対して「競争見積」の可能性について、ヒアリングやアンケート等を行うものである。この調査は、状況に応じて、環境局が一元的に行うこともあるので、環境局都市地球環境部計画調整課へ相談のこと。

このアンケート調査結果を踏まえて、知事部局の中で次の表に該当する事業所は、平成19年度に「グリーン電気」購入の可能性を検討する。

■「グリーン電気」購入可能性調査対象事業所

種別	受電電圧	契約電力 (kW)	備考
業務 産業	特別高圧 (2万V以上)	2,000以上	平成19年度に「グリーン電気」購入予定の事業所は除く。
業務	高圧 (6kV)	250以上	複数施設をまとめた契約方法についても調査を実施
産業	高圧 (6kV)	500以上	同上